

市民無料法律相談(6月分)



オンラインでの予約が簡単→
相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付
祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

※**予**相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から電話受付

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など
▼**弁護士**※**予**(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30
▼**司法書士**※**予**(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記
▼**司法書士**※**予**(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など
▼**税理士**※**予**(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など
▼**行政書士**※**予**(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など
▼**宅地建物取引士**※**予**
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など
▼**行政相談委員** 予 前日までに
第4火曜日10:00~12:00
備 相談員が親身に市民の相談をお受けします。

国民健康保険・後期高齢者医療
平日夜間・休日窓口開庁
保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保

問 納税課
TEL 06・6992・1852、1854

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けられた人へ
猶予期限は既に経過しています。
未納があれば直ちに納付してください。納付がない場合は、財産の差押えなど滞納処分の対象となります。
なお、納付困難な場合は納税課へ連絡してください。

持 本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真があるものは1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点)。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居(守口市

場・問 保険収納課
TEL 06・6992・1537、1538

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
場・問 保険課
TEL 06・6992・1545

除料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、必ず電話で問い合わせください。
平日夜間 6月20日(月)・21日(火)・23日(木)・24日(金)いずれも午後5時30分~8時
休日 6月26日(日)午前9時~午後1時
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

申請手続きに必要なもの
・ 預貯金通帳またはキャッシュカード
・ 届け出印
・ 被保険者証
市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱えない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページまたは問い合

保険料の納付は口座振替が便利
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間が省け、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。
市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

問 保険収納課
TEL 06・6992・1537、1538

有料広告を募集
広報もりぐち、市ホームページに広告掲載を希望する広告主は、広告取扱業者までお問い合わせください。
広報もりぐち
発行 月1回(1日発行)
部数 74,500部、全世帯配付
サイズ 1枚(縦60mm、横85mm)
広告枠 月8枠以内
市ホームページ
掲載期間 1カ月単位
掲載場所 市トップページ下部
サイズ 1枚...縦60×横120ピクセル
広告枠 月21枠以内
申・問(株)ジチタイアド TEL 092-716-1401

問 納税課
TEL 06・6992・1456

個人市民税・府民税の納税通知書

市では、令和4年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、納付書で、個人住民税を納める方法です。公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。不明な点は問い合わせください。

個人市民税・府民税の課税(非課税・無収入)証明書の交付

6月3日(金)から令和4年度(前年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書の交付を行います。

証明書が必要な人は、平日午前9時~午後5時30分(※毎週金曜日は午後8時まで、毎週日曜日は午前9時~午後1時まで受け付け)に証明書発行コーナー(市役所1階北エリア)へお越しください。

持 本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真があるものは1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点)。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居(守口市

内)の親族の場合、委任状は不要。また、6月3日(金)から郵送やコンビニエンスストアなどでも課税(非課税・無収入)証明書が発行可能となります。コンビニエンスストアなどでの発行は、マイナンバーカードが必要となります。

注 アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人市民税・府民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問い合わせください。

注 個人市民税・府民税の納税通知書や証明書の発行について、確定申告の受け付けが延長されたことにより、確定申告の内容が反映されていない場合があります。その場合は税務署から市役所へ確定申告書が送られ次第、順次、個人市民税・府民税の決定・変更を送付します(証明書の交付・発行も反映後となります)。

問 課税課市市民税担当
TEL 06・6992・1456

個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定の基準により個人市民税・府民税の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

注 納期が過ぎた税額や納付後は受け付

問 課税課市市民税担当
TEL 06・6992・1456

固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます。

「200㎡までの部分」
固定資産税Ⅱ6分の1に減額
都市計画税Ⅱ3分の1に減額
「200㎡を超える部分(住宅床面積の10倍まで)」
固定資産税Ⅱ3分の1に減額
都市計画税Ⅱ3分の2に減額

注 住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1月1日)時点で更地のままにしており、住宅以外(駐車場など)に利用すると、減額措置が適用されず税額が上昇することになります。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付が無い場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。今月は、個人住民税の普通徴収分の第1期分の納期限です。6月30日(木)

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。
時 6月26日(日)
9:00~13:00
場 納税課
TEL 06-6992-1852~1854



までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押・公売などを行うこととなりますので、必ず納期限内での納付をお願いします。
なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852、1854